

個人事業主の被扶養者の認定

【概要】

被扶養者が個人事業主として働いている場合、収入金額が130万未満とするものについて前年の年間収入(1~12月)で判断し認定

年間売上 - 事業の為の**直接的必要経費** = 年間収入

※間接的的必要経費は収入に含まれます

【適用時期】

令和7年10月1日から

※令和7年10月1日認定日分より施行致します